行政改革推進本部事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　渕上　俊則
行政改革推進本部事務局審議官の併任を解除する（八月一日）

国家公務員制度改革推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　山本　景一
国家公務員制度改革推進本部事務局参事官に併任する
（同）同　斗口　琢磨
国家公務員制度改革推進本部事務局参事官の併任を解除する（以上八月一日）

内閣府

（防衛省大臣官房報道官）防衛書記官　豊田　硬
内閣府事務官（国際平和協力本部事務局次長）に採用する
（大臣官房参事官）内閣府事務官　小野　稔
食品安全委員会事務局勧告広報課長に配置換する　野崎　謙二
内閣府事務官（経済社会総合研究所情報研究交流部長）に採用する
（原子力安全委員会事務局規制調査課総括規制調査官）内閣府事務官　宮本　久
原子力安全委員会事務局規制調査対策官に昇任させる
（農林水産省大臣官房付）農林水産事務官　髙野　浩文
内閣府事務官（官民人材交流センター主任調整官）に転任させる
（外務省大臣官房）外務事務官　伊藤　盛夫
内閣府事務官（大臣官房審議官）に併任する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　加藤　誠実
内閣府技官（参事官（重点分野担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））に併任する
（外務省大臣官房）外務事務官　西　正典
内閣府事務官（大臣官房審議官）の併任を解除する
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　重藤　和弘
内閣府技官（参事官（重点分野担当）（政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付））の併任を解除する
（国際平和協力本部事務局次長）内閣府事務官　宮﨑　信敏
防衛省に出向させる
（食品安全委員会事務局勧告広報課長）同　角田　祐一
公害等調整委員会事務局に出向させる（以上八月一日）
中央防災会議委員に任命する　泉田　裕彦
石川　嘉延
願に依り中央防災会議委員を免ずる（以上八月五日）

消防庁

（国民保護・防災部長）総務事務官　幸田　雅治
総務省に出向させる（七月十三日）
（総務省大臣官房付）総務事務官　武居　丈二
国民保護・防災部長に昇任させる
（消防大学校長）同　生嶋　文昭
辞職を承認する
（総務省大臣官房付）同　下河内　司
消防大学校長に昇任させる
（消防大学校消防研究センター所長）総務技官　寺村　映
辞職を承認する
（予防課長）同　木原　正則
消防大学校消防研究センター所長に昇任させる
（総務課長）総務事務官　長谷川彰一
総務省に出向させる
（総務省自治行政局地域政策課長）同　市橋　保彦
総務課長に転任させる
（総務省自治財政局公営企業課地域企業経営企画室長）同　濵田　省司
予防課長に転任させる
（総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長併任国民保護・防災部参事官）同
国民保護・防災部参事官の併任を解除する
（総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長）同　鈴木　信也
国民保護・防災部参事官に併任する（以上七月十四日）

官庁報告

官庁事項

内閣府防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第６条第１項、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第６条第１項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第６条第１項の規定に基づき、内閣府防災業務計画を修正したので、災害対策基本法第36条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成21年８月７日

内閣総理大臣　麻生　太郎

内閣府防災業務計画の修正について

一．修正の目的

災害対策基本法第34条第１項に基づく防災基本計画の修正等を踏まえ、内閣府防災業務計画を修正した。

二．修正年月日

平成21年７月22日

三．修正の要旨

１．総則の主な修正の内容は、以下のとおり。

(1) この計画は、的確な災害対策の推進に資することを目的としており、その使命を確実に果たしていくため、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていくものとする。

(2) 内閣府は、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実するため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

(3) 内閣府は、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

２．震災対策編の主な修正の内容は、以下のとおり。

(1) 内閣府は、首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え、発災後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な業務の実施体制を整えるよう努める。

(2) 政策統括官（防災担当）は、京阪神地域において大規模な地震が発生した場合の広域的な災害対策活動を円滑に行うため、関係省庁と連携し、京阪神都市圏（堺泉北港境２区）において基幹的広域防災拠点の整備を推進する。

(3) 政策統括官（防災担当）は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

(4) 政策統括官（防災担当）は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

(5) 政策統括官（防災担当）は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、関係省庁と連携しながら緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

３．風水害対策編の主な修正の内容は、以下のとおり。

政策統括官（防災担当）は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう、竜巻等突風に関する情報の解説に努める。

４．火山災害対策編の主な修正の内容は、以下のとおり。

(1) 政策統括官（防災担当）は、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体等と訓練を行うに当たっては、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して火山災害及び被害想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、また、高齢者、障害者等の災害時要援護者や女性の参画を促進するなど、実践的な訓練となるよう工夫し、実施する。